

学会賞に関する細則

2011年5月19日制定

2012年6月6日改定

2015年5月27日改定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条第5号の規定に基づき、研究の奨励及び研究業績の表彰を行うために必要な事項を定める。

(種類)

第2条 この法人が設置する学会賞は、次の各号に掲げる賞とする。

- (1) 公益社団法人 日本麻酔科学会 山村記念賞
- (2) 公益社団法人 日本麻酔科学会 青洲賞
- (3) 公益社団法人 日本麻酔科学会 若手奨励賞
- (4) 公益社団法人 日本麻酔科学会 社会賞
- (5) 公益社団法人 日本麻酔科学会 松木賞
- (6) この法人の年次学術集会で規定する賞
- (7) この法人の支部学術集会で規定する賞

(選考委員会)

第3条 第2条第1項第1号から第6号で規定する賞の選考は、この法人の学術委員会が、同項第7号で規定する賞の選考は、支部運営委員会が行う。

(推薦)

第4条 この法人の正会員は、それぞれの賞の候補者を推薦することができる。ただし、第2条に定めるいずれかの賞を受賞した者を同じ賞の候補者として推薦することはできない。

- 2 前項の推薦は、自薦、他薦を問わず、書類をもって、各学会賞の名称、候補者名及びその理由を記載して、学術委員会の定める期間に提出する。

(選考)

第5条 学会賞の選考は、別に定める選考基準に基づいて行う。

(表彰)

第6条 理事長は、受賞者の氏名及び業績を公表する。

- 2 理事長は、受賞者に正賞および副賞を授与する。
- 3 副賞は、別に定める学会賞表彰に関する内規に従って授与する。

(受賞講演)

第7条 第2条第1項第1号から第5号で規定する受賞者は、受賞が決定した年度の年次学術集会で、受賞記念講演を行わなければならない。

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(3)に従ってなす。

附 則

1. この細則は2011年5月19日から施行する。